

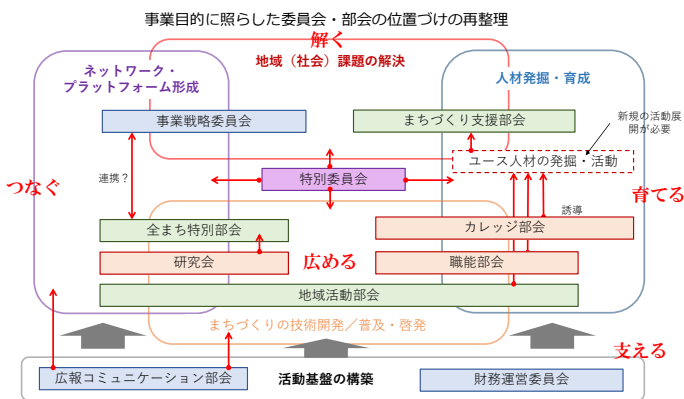
今週の News

1. JSURP 運営体制の改革に向けた検討
2. 静岡支部主催視察ツアー報告
3. 2022 年度認定都市プランナーの審査日程

■JSURP 運営体制の改革に向けた検討

来期の JSURP の運営体制について、執行部(四役会議、事務局等)において検討を重ね、198 理事会において方針案を提案しました。方針案はまず、現在の委員会・部会体制を基本としつつ、各部長にアンケートを行いこの結果等を踏まえて目的を整理しました。この結果、JSURP の活動目的を下記の5つに集約し、この活動目的別に、基本方針と中期(3年目途)目標を定めました。

- 解く：地域課題の解決
- つなぐ：ネットワーク・プラットフォーム形成
- 育てる：人材発掘・育成
- 広める：まちづくりの技術開発・普及啓発
- 支える：活動基盤の構築



次いで、この5つの活動目的・活動目標と、現在の委員会・部会体制の対応を再検討し、来期以降の運営体制を①まちづくり支援、②企業連携(現事業戦略部会)、③フォーラム(全まち、家協会賞等)、④地域活動、⑤プランナー育成(カレッジ、職能等)、⑥広報、⑦経営の7部門体制を基本として構成する考えです。

5つの事業目的と基本方針・中期目標/担う体制

事業目的	方針	中期目標(1~3年スパン)
①地域課題の解決 「解く」	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手を増やし、自立した地域づくりを支援する 被災した地域の復興をまちづくりの力、方法論で解決する 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり出前講座を継続し、パートナー自治体と若手講師を増やす。 JANPIA等の資金活用をしながら、複数地区の復興まちづくり支援実施。
②人材発掘・育成 「育てる」	<ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う若手プランナーの参画を促し育成する 地域づくりの担い手、支援者同士をつなげ活躍する場を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> 協会活動に参加する若手を増やし、若手による企画や活動の展開 全まち、出前講座を通じた交流の場の提供
③まちづくりの技術開発 /普及・啓発 「広める」	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画、まちづくり分野の基本知識・情報を提供する 新たにまちづくりに参画する個人・法人を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> 協会のコンテンツを受容する主体を増やし、アクセス、問い合わせ数を増やす アクセスした主体と交流し活動パートナーまたは支援者とする
④ネットワーク・プラットフォーム形成 「つなぐ」	<ul style="list-style-type: none"> 企業や各団体など様々な立場が連携し、新しいまちづくりの価値創造をコーディネートする 	<ul style="list-style-type: none"> 全まち・出前講座などを通じて多様な立場、地域の人々が情報交換できる機会を増やす 協会と対話し課題解決策を考える企業パートナーを増やし、まちづくり実装への支援を実施
⑤活動基盤の構築 「支える」	<ul style="list-style-type: none"> 広く、わかりやすく、まちづくりの情報を届ける 安定した経営基盤を確立する 	<ul style="list-style-type: none"> HP、SNSを通じた戦略的なアウトリーチを実現する 法人賛助、寄付、事業受託をベースとした経営基盤を構築する

- 体制・組織
- まちづくり支援
 - 企業連携
 - フォーラム(全まち・家協会賞)
 - 地域活動
 - プランナー育成(職能/カレッジ/ユース育成)
 - 広報
 - 経営

■静岡支部主催視察ツアー報告

令和3年の日本都市計画家協会賞 全国まちづくり大賞を受賞した「みんなの図書館さんかく」と静岡県焼津市の中心市街地を、一般社団法人トリナスの代表土肥潤也さんに案内していただく視察ツアーが、4月16日(土)に開催されました。

★みんなの図書館さんかくとは

- みんなの図書館さんかくは、2020年3月に開館した焼津市の中心商店街内の空き物件を活用した民間施設。
- みんなのさんかく=参画によって運営される図書館を目指し、「一箱本棚オーナー制度」を導入した国内初の私設図書館、完全民営・黒字経営を実現しています。
- チャレンジショップを併設し、無料でスペース貸しをする代わりに本の貸し出し業務を負担してもらうことで、人件費がかからない運営を行っています。

★視察ツアーのあらまし

コロナ禍でリモートイベントが続く中、久しぶりの現地視察・まち歩きと懇親会でした。参加者は東京から参加の3名を含め11名+講師の土肥潤也さん。

まず焼津における活動の概要と「みんなの図書館」事業についての座学を土肥さんから、非常にわかりやすいレクチャーでした。次いで焼津の中心部から港までのまち歩き。人口13.5万人都市であり同時に遠洋漁業を核とする水産都市、漁業水揚げ額全国一位の都市でもあり、かつては勢いのあった繁華街・歓楽街を抱えていたが、広がった商業エリアでは老朽化・空き地が拡大し、現在はその面影は見られない。一方で、次世代の新たな胎動もあちこちでみられ、また焼津漁港周辺での再生の動きなどがあるが、これらが点的に散在しており、つながりが感じられないところが課題のようだ。視察ツアーの最後は、本当に久しぶりのリアル懇親会。リモートの限界やら相対で話すことの大切さ、さらには懇親会の大切さなどなど、そして焼津の魚と静岡の酒は旨いことを確認して解散しました(文責:渡会)。



■2022年度認定都市プランナーの審査日程

2022年度（令和4年度）の認定都市プランナー及び認定准都市プランナー認定審査申請書の受付が開始されました。受付期間は4月1日～5月20日です。

審査は、認定都市プランナーは書類審査と口頭審査の2段階、認定准都市プランナーは書類審査で行います。22年度認定審査の日程は以下の通りです。

- ・認定審査申請書受付開始：4月1日
- ・認定審査申請書締め切り：5月20日
- ・准都市プランナー合格発表：7月（予定）
- ・認定都市プランナー口頭審査：10月15日～30日
- ・認定都市プランナー合格発表：11月（予定）

★認定都市プランナー制度のあらまし

認定都市プランナー制度は、2015年10月に創設された制度で、一般社団法人都市計画コンサルタント協会が公益社団法人日本都市計画学会、公益財団法人都市計画協会、特定非営利活動法人日本都市計画家協会(以下4団体)と連携して、都市計画の実務専門家を認定する制度です。

認定都市プランナーは、認定申請する専門分野を明らかにしたうえで実務実績に重きを置いた審査を受けることが大きな特徴です。また2021年度より、認定准都市プランナーでは専門分野を指定しないで受験することが出来るようになりました。

2020年度より前記の4団体に属さない場合でも認定都市プランナー2名からの推薦があれば、認定審査を受けることが出来るようになりました。また、今年度より、法人格を有さない個人事業主として営んでいる(専ら個人で都市計画実務専門家として活動を行っている)方々も受験出来るようになりました。これにより、一定以上の実務実績を有する民間の都市計画実務専門家であれば、誰でも認定審査を受けることが出来ます。

認定都市プランナー制度は、2021年2月に国土交通省の技術者資格登録制度に登録されました。これにより、国土交通省の総合評価落札方式において加点評価するなどの措置を通じて 制度の活用が進められています。さらに、地方公共団体の発注業務においても、国土交通省よりこの制度の活用を図ることが周知されています。

本制度による資格は、国が認めた都市計画分野における実務専門家のための唯一の資格です。皆様、奮って認定審査の申請をしてください。

★応募資格

1.認定都市プランナー

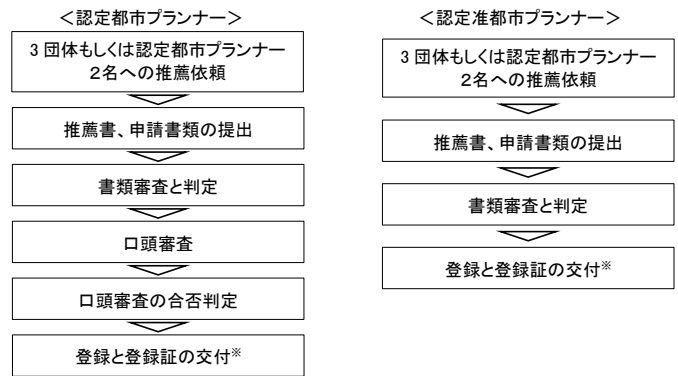
都市計画分野における実務経験が15年以上の都市計画実務専門家で3団体のいずれか、もしくは認定都市プランナー2名から推薦を受けた民間機関等に属する者及び専ら個人で都市計画実務専門家として活動を行っている者

2.認定准都市プランナー

都市計画分野における実務経験が5年以上(の都市計画実務専門家)で、3団体のいずれか、もしくは認定都市プランナー2名から推薦を受けた民間機関等に属する者

★審査の流れ

認定都市プランナー及び認定准都市プランナーにおける審査の手順は下記の通りです。認定准都市プランナーは、口頭審査を行いません。



※登録を完了しないと、認定都市プランナーと称することが出来ません

★審査方法

1.書類審査

●推薦書および申請書類の入手方法と提出

・都市計画コンサルタント協会のホームページから推薦を受けようとする方法を選択したうえで、推薦書および申請書類をダウンロードして下さい。

(<http://www.toshicon.or.jp/certified>)

・申請書類に記入したのち、それぞれが指定する推薦者の署名捺印をもらって提出して下さい。

●推薦書および申請書類の提出方法

・推薦者が署名捺印をした推薦書及び申請書類一式を、2022年5月20日(金)までに下記に郵送し、併せてEメールにて、下記に送付して下さい。

郵送先：〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-18
ハイツニュー平河 一般社団法人都市計画コンサルタント協会 認定都市プランナー制度運営事務局

curp@toshicon.or.jp

2.口頭審査(認定都市プランナーのみ)

書類審査を通過した認定都市プランナー申請者には、結果通知書とともに受験票を郵送しますので、そこに審査手数料領収書、本人の顔写真、返信用切手を貼付し、協会事務局に送り返して下さい。この後に審査日時を記載した受験票を送りますので、口頭審査に進んで下さい。

なお、口頭審査は、想定を超えた応募者があった場合は、2回に分けて実施することがあります。

口頭審査の日程は2022年10月15日(土)、16日(日)、29日(土)、30日(日)、のいずれか1日の午前10時から午後5時までの間の1時間です。※認定申請者それぞれの口頭審査の日時は、受験票に記載します。

★審査結果の通知

1.認定都市プランナー

・書類審査結果については、申請書類締め切り後概ね1ヵ月後に判定結果を申請者本人に通知します。

・口頭審査の結果については、2022年12月末日までに本人に郵便にて通知する予定です。

2.認定准都市プランナー

・申請書類締め切り後概ね1ヵ月後に判定結果を申請者本人に通知します。

■4月後半の予定

①4月19日(火) 199理事会